

岩手大学同窓会連合女性支部会則

第1章 総則

第1条 本支部は、岩手大学同窓会連合女性支部と称し、通称を AlliAGE（アライアージュ）とする。

第2条 本支部は、会員相互の互助・親睦と母校の隆盛を図り、性別や性的指向にもとづく不利益の解消に向かう社会の発展に、寄与することを目的とする。

第3条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- 一 会員相互の連絡並びに互助に関する事項
- 二 母校との連絡に関する事項
- 三 その他、本支部の目的を達成するために必要と認める事項

第4条 本支部は、事務局を岩手大学ダイバーシティ推進室内（岩手県盛岡市上田3丁目18番8号）に置く。

第5条 本支部は、必要に応じて分会を置くことができる。

2 支部規則は、各支部において定める。

第2章 会員

第6条 本支部の会員は、岩手大学を卒業または修了した女性とする。

2 前号の規定は、戸籍上の性別の他、本人の性自認にももつき、適用される。

第3章 役員

第7条 本支部に次の役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 若干名
- 三 監査員 若干名
- 四 会計 若干名

第8条 支部長、副支部長、監査員及び会計は、定期総会において、会員の中から選出する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 支部長 本支部を代表し、会務を総括するとともに、定期総会及び役員会を招集して、その議長となる。
- 二 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。また、支部長の命により会務を処理する。
- 三 監査員 本支部の会計を監査する。
- 四 会計 本支部の会計を処理する。

第10条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了後にあっても後任者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

2 役員に欠員が生じて補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本支部に、支部長の諮問に応ずるため、顧問を置く。顧問には、岩手大学ダイバーシティ推進担当副学長を置くものとする。

第12条 本支部会務の実務を処理するため、事務局に岩手大学職員を置くことができる。

2 職員は、支部長が任免する。

第4章 会 議

第13条 本支部の会議は、定期総会及び役員会とする。

第14条 定期総会は、本支部の最高決議機関として、会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、支部長が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上から請求があった場合に開催する。

第15条 定期総会は、次の事項を審議する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定に関する事
- 二 事業実績及び収支決算の報告に関する事
- 三 役員の選任に関する事
- 四 第11条に規定する顧問の委嘱に関する事
- 五 会則の改廃に関する事
- 六 その他本支部の運営における重要事項に関する事

第16条 定期総会は、出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第17条 監査員は、必要に応じて役員会に出席することができる。

第5章 会 計

第18条 本支部の経常費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第 19 条 会員は、会費として年 2,000 円を前年度 3 月までに納入するものとする。ただし、終身会費として 10,000 円以上を寄附した場合は、爾後の会費は徴収しない。

第 20 条 既納の会費は、原則として返還しない。ただし、特別の事情がある場合には役員会の議を経て返還することがある。

第 21 条 本支部の会計年度は、 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

第 22 条 この会則の実施に関し必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。